

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和4年度第2回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和5年1月31日（火）午前10時00分～午前11時00分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	（委 員）岩崎恭彦（会長）、水谷勝美（会長代理）、高畑明弘、山本清己、伊藤暁広、庄司愛、先浦宏紀、河野茂美 （事務局）総務部長 近田雄一、職員課長 中西 章、職員課長補佐 吉田和敏、職員課給与厚生係長 高山剛将、職員課給与厚生係主任 佐藤克彦
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事

議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について

2. その他

議事録

別紙

令和4年度第2回特別職報酬等審議会議事録

令和5年1月31日 午前10時00分
市役所議会棟2階第3委員会室

【出席委員】岩崎会長、水谷会長代理、高畑委員、山本委員、伊藤委員、庄司委員、先浦委員、河野委員

【事務局】近田総務部長、中西職員課長、吉田職員課長補佐、高山給与厚生係長、佐藤給与厚生係主任

【議事録】

（事務局：中西）定刻になりましたので、ただいまより第2回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。なお、本日は委員の皆様すべてにご出席いただいておりますので、本審議会条例第5条第2項の規定により本会議が成立していることを報告いたします。それでは、議事進行につきましては、会長をお願いします。

（会長）寒い中ご参集いただきありがとうございます。本日は議題にもありますように、議員の報酬額、それから市長、副市長、教育長の給料の額、さらには期末手当の支給率について、具体的なお意見をいただいて、答申の方向性をまとめて参りたいと存じますので、活発なご議論をいただければと存じます。では初めに、本日の追加資料もあるようですので、事務局から資料についての補足説明をお願いします。

（事務局：高山）本日お配りいたしました資料等につきまして、ご確認をお願いいたします。本日の事項書のほかに、前回の議事録、「審議の論点について」と書かれたA4 1枚もの、「令和4年度における県内各市の報酬審開催状況及び報酬・手当等の改定状況について」と書かれた1枚もの、「報酬審答申における改定額・改定率の根拠の事例について」をお配りしていますが、それぞれお手元にごございますでしょうか。

前回の議事録につきましては、こちらはお時間のある時にご確認いただき、何かお気づきの点などございましたら、お手数ですが事務局までご連絡ください。この議事録は、最終的には市のホームページに掲載をさせていただく予定ですので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。まず「審議の論点について」という資料でございます。こちらは、前回の会議で岩崎会長に整理いただきました「審議の論点」をまとめさせていただいたものでございます。

それから、「令和4年度における県内各市の報酬審開催状況及び報酬・手当等の改定状況について」という資料でございますが、今年度の県内各市の報酬等審議会の開催状況と、給料・報酬・期末手当等の改定状況を、先週、各市への聞き取りによりまとめさせていただいたものになります。今年度、報酬審を開催した、開催中、これから開催というところは、ご覧のとおり、松阪市以外に3市ございます。まず、四日市市につきましては、先日答申が出されまして、市長等の給料及び議員の報酬とも据置き、というものでした。次に桑名市でございますが、来月の7日に審議会を開催予定とのことです。最後に、亀山市でございますが、つい先日、第1回目が行われ、2月の初旬に第2回目を開催予定とのことです。なお、亀山市の諮問のスタイルは松阪市と異なるところがございまして、具体

的な給料の額や報酬の額、期末手当の率を諮問されるそうです。右の備考のところにもありますように、今回の諮問については、給料は据置きとしたい、期末手当の支給率については、三役と議員とも0.1月引き上げたいという内容になっておりまして、それが妥当かどうかを報酬等審議会で議論されるようです。

そのほかの市、報酬審の開催がないところについてですが、一般的に「市長・議員の給料・報酬を改定、特に引き上げようとする場合は報酬審議会に諮ること」とされておりまして、開催がない、イコール市長・議員についての給料額・報酬額の改定は行われないうことになります。

それから表右側の期末手当の改定の有無というところをご覧ください。市長、副市長、教育長の令和4年6月時点と現行のそれぞれの支給月数、改定幅を記載させていただきました。議員についても同様です。期末手当の支給月数については、松阪市の場合はこの審議会のご意見を頂戴したうえで改定の有無を決定することとしてきているところですが、一般的には審議会に諮らずとも改定ができるものとされておりまして。現行との比較を令和4年6月時点とさせていただきます理由については、右の備考をご覧のとおり、特別職の期末手当を一般職の支給率に合わせているところが少なからずあるのですが、令和4年の人事院勧告の影響のみを比較させていただくことによるものです。

昨年の人事院勧告に対する国の対応は少し特殊でして、令和3年12月の引下げ分を令和4年6月に反映させるという動きを行っております。三重県内でも松阪市を除く全ての市は、国と同様に令和3年12月の引下げ分を令和4年6月に持ち越しております。言い換えますと、松阪市は一般職のボーナスを、令和3年度が年間4.30月分、令和4年度も年間4.30月分としたわけですが、国家公務員の一般職のボーナスは、令和3年度が年間4.45月分のまま、令和4年度は実質的に年間4.15月分とするものです。

事前にお配りした本編資料の9ページの中頃に各市の令和4年4月1日時点の特別職の支給率を表記させていただいていますが、報告いただいた市によって、令和3年の人事院勧告の支給率を反映しているところ、言い換えますと令和4年4月1日時点で条例改正が済んでいるところ、済んでいないところなど、人事院勧告に準じているところでも数字にばらつきがありましたので、比較しやすいよう令和4年6月時点の支給率とさせていただきます。－（ハイフオン）が入っていないところは改定を行っていないところです。

それから資料の最後としまして「報酬審答申における改定額・改定率の根拠の事例について」ですが、こちらは、昨年度も同様の資料を御提示させていただきましたが、他市における過去の報酬審で、給料等の引上げ、あるいは引下げという改定答申があった事例を拾い集め、その中で、改定の根拠を類型化してまとめたものになります。今回の審議で、もし仮に給料・報酬を引き上げる、もしくは引き下げるという方向性に進んだ場合に、その改定額や率などをどのように根拠づけるか、そのための参考事例としてご活用いただければということでご用意させていただいた資料となります。ただし、この資料は、議論の方向性を示唆するものではありませんので、その点お含みいただいたうえで、参考にさせていただければと思います。

以上が、今回お配りした資料の説明になります。どうぞよろしく願いいたします。

（会長）はい、ありがとうございます。ただいま、本日の追加資料について補足説明がりましたが、この資料ですとか補足説明につきまして、ご質問やご意見等ございましたらお願いいたします。よろしかったでしょうか。

それでは、追加資料の「審議の論点について」、これに沿いながら委員の皆様からご意見を頂戴して参りたいと存じますが、その前に若干、前回の振り返りなどをさせていただきたいと思っております。

本日、前回の議事録も配布いただいております。前回、冒頭、市長からのご挨拶がございましたが、一般職の給与については人勤に準拠し改定している一方で、特別職については、必ずしもこれに連動

するものではないことのご確認がありました。また、近年、ここ最近の物価上昇の動向ですね、消費者物価指数ですとか物価上昇の動向を見ると、一般職の給料の引上げ具合についても、なお低いのではないかというようなご発言もありながら、それでもなお一般職については人勧準拠という形で給与を改定しているということを踏まえて、特別職の給料の額、期末手当の額などについても、ご検討いただきたい、そのようなご挨拶があったと記憶しております。

その人勧がどういうものだったかということをご改めて確認させていただきたいと思いますが、前回の本編資料の資料5をご覧ください。俸給月額について、人勧では引上げの勧告がなされているものの、その記載にもありますように初任給ですとか若年層の俸給月額を引き上げるというものであって、中高年層、幹部職員については、この俸給月額の引上げの対象とはなっていないということがあります。

他方、期末勤勉手当については引上げというような勧告が出ておりますので、こういう人勧の動向を踏まえて当審議会においてどのように審議していくかということが、今年度の主たる論点ということになるかなと考えております。

また、当市の財政状況について事務局から説明がありました。基本的には手堅く堅調に運営していただいているというところですが、目立つトピックとしては、合併特例事業債を用いて未来投資基金を積み立てているということがございました。投資先をどのように選定していくかということについての慎重かつ大胆な検討が必要とされているということと、とはいえ借金ですので、引き続き堅調な財政運営を取り組む必要性について、示唆されたものかなと考えております。

また、地域経済の動向について先浦委員からご教示いただきました。厳しいコロナの状況がある中、基本的にはもう持ち直しの動向が見られるが、世界経済をめぐる不透明感がかなり強いことから、持ち直しの動きについてもかなり緩やかになるのではないかということについてご教示いただきました。

こうした市の財政状況ですとか、松阪地域の経済動向を踏まえて、本日、委員の皆様からご意見をいただければと考えております。前回、おおよそそのような説明ですとかご議論だったかなと記憶しておりますが、委員の皆様から何か補足はございますか。よろしいでしょうか。

では、本日追加資料の審議の論点に戻っていただきまして、具体的なお意見、ご発言をいただいて参りたいと存じます。まずは、市長、副市長及び教育長の給料額の額についての検討に際しての視点は、項目1（県内各市・類似団体と比較して現在の給料額をどのように考えるか）、2（市の財政状況、地域経済の動向をどのように考えるか）、3（人事院勧告を考慮したうえで給料額を改定する必要があるか）とございますが、こうしたところを踏まえながら、市長、副市長及び教育長の給料の額について、引上げとすべきか、引下げとすべきか、それとも据置きとすべきか。もし、引上げないしは引下げというような方向でのご意見をいただく場合には、できましたら具体的な額やその根拠などについても、ご発言をいただければと考えております。

では、委員からお願いいたします。

（委員）引上げか引上げかというところでは、今年度は引上げの方向で考えておるのですが、具体的に何%上げるかなどはまだ考えておりません。皆さんのご意見も聞きながら考えたいなと思っておりますが、世の中の動向を見ても引上げの方向で動いているような気がしますので、引上げということをお願いしたい。

（会長）ありがとうございます。続いて委員お願いいたします。

（委員）引上げと言いたいところなのですが、先ほど説明もありましたように、中堅層ベテラン

層については人勧も据置きで改定がございませんので、給料額については据置きで。それともう一つ、人勧はどうしても1年遅れになりますから、今の物価高騰が影響して民間の給料が上がるという影響は、今年8月の人勧にその反映された数字が出てくる。今日も新聞で連合（日本労働組合総連合会）の13,500円引上げや5%引上げなど闘争方針についての記事を見ましたが、それがもし達成されれば、今年8月の人勧はきっと給料ベースでボンと上がるし、賞与の支給月数も上がるんじゃないかと。このように考えておりますので、今回は昨年8月の人勧に準じて据置きが妥当ではないかと考えております。

（会長）ありがとうございます。続いて委員をお願いします。

（委員）前は欠席ということで申し訳ありませんでした。審議の論点を見させていただいて、県内の各市町と比べると、例年いつも言っているのですが低いように感じております。でも、情勢も含めた中で、具体的にどれだけ上げるかと言われると答えを出すのはなかなか難しいですが、方向性としては、諸事情がない限り引上げということをお願いしたいと思います。

（会長）ありがとうございます。では委員お願いできますでしょうか。

（委員）審議の視点は、県内各市との比較、二つ目が市内の財政・地域経済、そして人事院勧告、例年この3つ。県内各市との比較については、比べたら間違いなくプラス1万、2万になってくると思うのですが、それはもう僕がこの場に参加させてもらってからずっとですので、そこまで説得力のない視点なのかなと思うと、委員のおっしゃったような視点になってくるかなという感覚を持っています。

中堅層ベテラン層に反映されるときが来れば、同様にできればいいと思うのですが、今年、連合がどれくらい行くか。連合は置いておいても、世の中の給与改定がどうなるか、それなりに改定はあると思うのですが、それとは恐らく動向が違うのだろうなという感覚。今年は5%と言っていますが、去年でも4%とか、昔からずっと言っていて、ここ5年間はずっと世の中ベースアップしているわけで、だけど、それと数字は全然リンクしてないからあまり関係ないのかなとは思っていますが、今年的人事院勧告が中堅層ベテラン層に派生することを願ってというところで据置きなのかなという考えを持っています。

（会長）ありがとうございます。続いて委員をお願いします。

（委員）私も結論から申しますと据置きかなと思っております。前回見せていただいた資料で、松阪市は類似団体の中では平均より低いと思ったのですが、県内の中では平均的ということもありますし、人事院勧告で引上げの勧告がありますけれども、新規採用とか若年層のほうに限定されているところもあって、慎重に判断するというので、今回は据置きがよいのではないかなと思いました。

（会長）ありがとうございます。続いて委員お願いできますでしょうか。

（委員）給料報酬の改定につきましては、私も据置きが妥当ではないかと考えます。理由としては、他の委員もおっしゃられたように人委員勧告が若年層に重きを置いた改定になっていますので、市長、副市長、教育長の給料については据置きが妥当ではないかと。それから市の財政状況、地域経済の動向という視点でいきますと、会長が冒頭にご発言いただいた通りのことになっておりまして、財政状

況も手堅くやっつけていただいているものの未来投資基金という投資的なところもされているというところと、地域経済の動向も、回復していく方向にあるとは思いますが、緩やかな回復というところで。物価だけ主要因で急速に上がっておりまして、民間では賃上げの動き等がありますけれども、人事院勧告は民間給与をベースに勧告されているので、委員がおっしゃられたように今夏の勧告では上がってくるのではないかと私も考えております。県内各市、類似団体と比較してというところでは、相対的に見れば県内ではもう少し上げてもいいのかなと。これは皆さんも同じ気持ちだと思います。他県の類似団体と比較しても相対的に低い位置にありますので、ベースとしては上げたいという気持ちはありつつも、バランスをみなきゃいけないということでそういう判断をしました。

ただ、副市長や教育長の額について、本編資料 12 ページで副市長の給料月額が類似団体で最低、教育長についても下から 3 番目というところで、例えば市長との格差を見てみると、松阪市は副市長との差が 223,000 円ありますが、類似団体の市長と副市長との差の平均が 189,000 円ですので、平均より 30,000 円くらい低くなっている。

教育長については、対副市長との比較でいくと松阪市はその差が 103,000 円ですが、類似団体の平均が 115,000 円。副市長との差が一番小さいのがひたちなか市でマイナス 68,000 円、一番大きいところが高岡市でマイナス 190,000 円と非常にばらつきがありますが、その地域によってその職務の内容が違ってくるのか事情はあるにせよ、今後、こういう視点を入れていってもいいのではないかと個人的に思った次第です。当然、選挙で選ばれた人と行政職員に違いがあるにしろ、仕事の内容をきちんと見たうえで、適正な給料をお支払いしていくのが望ましいのではないかと思います。

(会長) では、委員お願いいたします。

(委員) 最後ですが、皆さんが発言されたとおりでほかに理由はなく、やはり据置きがいいと。今日配付されました三重県の各市の状況を示した資料でも、上がっているところはなさそうですので、歩調を合わせるという意味でも据置きでいいと思います。

(会長) ありがとうございます。私自身も本年度については据置きだというふうに考えております。まとめますと、本年度につきましては、市長副市長及び教育長の給料の額については、据置き妥当というのが、当審議会の結論ということになるかなと存じますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

当審議会では例年、答申の本体とそれから審議の経過・経緯を合わせて記載していただくようにしておりますので、ただいま委員からいただきましたご意見については、それを審議の経過に記載していただくような方向で取りまとめていただきたいと思いますと考えております。

引上げ妥当というご意見ご発言をいただいた委員も複数名おりましたし、本年度については据置き妥当とご発言いただいた委員も本音のところでは(引上げが望ましい)という思いを持たれていたと思いますので、その点を忠実に答申の中に反映させていただくのがよいかなと思います。

県内他市や類似団体と比較した際に、市長の額は低い水準にあり、副市長、教育長の額になるとさらに低い水準にあることについてご指摘があったと思います。

ただ、人勸を参考にして審議するとなると、人勸が月額の引上げ対象としているのは初任給ですとか若手職員に限られており、中堅、高年層については対象外としておりますので、当審議会もこれを参考に、市長、副市長及び教育長の給料の額については、本年度は据置きとしたいということになると思います。

ただ、来年度以降、中堅層やベテラン層に反映されるであろうその給料の引上げの機会を見据えつつ、当審議会においても引き続き、この給料の額が適正かどうかということについては問題意識を持

って検討していきたいということなどについて記載していただくのがよいかなと思います。

また、先浦委員からもご発言いただきましたが、当審議会は、市長、副市長及び教育長という行政三役を一つにまとめるような形で意見をいただいておりますが、どうしてもそこにこだわらないといけない理由はないのかなと思いますので、ご発言いただきましたように、特に副市長、教育長の額については、その職責に応じた適正な給料の額となっているかどうかということも、新たな視点・論点として、ご提起いただいたということも審議の経過のところに記載していただくとよいかなと思います。

では、続きまして審議の論点の二点目に移らせていただきます。議員の報酬の額についてですが、視点として置いていただきたい点を記載しておりますが、先ほど市長、副市長そして教育長の給料の額については、本年度は据置きが妥当という結論をいただきましたので、議員の報酬額について、いわゆる行政三役の給料の額と、別途検討が必要かどうか。基本的には同じ考え方でよいか、それとも議員の報酬の額については、何らかの視点に基づいて別途の検討が必要か、そうした点についてもご意見をお願いいたします。では委員から願えますでしょうか。

(委員) 先ほど、市長や副市長、教育長の場合は据置きということで決めていただきましたので、その結果から見ても、議員報酬も据置きでどうでしょう。

(会長) ありがとうございます。続いて委員願えますでしょうか。

(委員) もし、議員の報酬を考えるのだとすれば、例えば市長等の給料に対して、議員がどの程度の割合の報酬をもらっているのか。それを類似団体や県内他市と比較するのも一つの方法かなとは思いますが。けれども、今回については、私は人事院勧告というのが経済情勢、雇用情勢等を反映していると考えております。といいますのは、皆さんご存じでしょうけども、4月に民間の給与水準、国家公務員の給与水準を調査して、較差を埋めるために勧告をするわけですね。賞与についても、前年の8月から今年の7月までの分を調査した結果、官民較差を埋めるために8月に発表してるわけですが、当然、民間の給与水準というのは、経済情勢等々を反映しておりますので、そういう意味で人勧そのものが経済情勢を反映していると考えております。ですので、今回は市長等と同様に据置きが妥当かと思えます。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) これまで松阪市は、選挙の中で議員定数を切ったということはないですね。

(近田総務部長) はい、これまでそういったことはございません。

(委員) 地方では議員のなり手が少ないということが言われている中で、議員報酬の多い少ないが原因にあるかどうかはわかりませんが、それを踏まえた中で、今回はこれ(据置き)でいいのかなと思います。もし、議員報酬を上げるということであれば、これは我々が意見することではないけれど、定数と議員報酬のあり方についても考える必要があるのかなと思います。今回については据置きということで、私の意見とさせていただきます。

(会長) ありがとうございます。では委員お願いします。

(委員) 先ほどの市長等の給料の議論の際もありましたが、理由というかきっかけが必要なんだろうなど。そういう理由は見当たらないなというのが現状です。

あと、議員のなり手不足の話については、昨年、市長の挨拶でそういう話がありまして、それについての情報は第1回の中で少し説明いただきまして、今の時点においては、特にそういうことになっていないということ踏まえますと、市長等と一緒に（据置き）の考え方でいいかなと思います。

(会長) ありがとうございます。続きまして委員をお願いします。

(委員) 私も皆様と一緒に、据置きでいいかと思います。理由については、市長、副市長、教育長の給料と一緒にような考え方でいいのではないかということ、県内では平均的な報酬になっていることもあり、据置きかなと思います。

(会長) ありがとうございます。では委員をお願いします。

(委員) この4月に統一地方選挙があるということで、今各新聞で議員のなり手の不足についてのアンケート結果等が出ているところは、皆さんご承知のところだと思います。その有効な対策の1番最初に議員報酬の引上げが来ているということも事実でございます。中長期的に見ればそういうことだと私も思っていますし、この審議会でも過去にそういうお話も出たところだと認識しております。

しかしながらこの、今回の議員報酬の増減のところにつきましては、やはり市長等が据置きというところですし、他の委員もおっしゃるとおり積極的に引き上げる理由もなかなか見当たらないというところがございますので、据置きが妥当ではないかと考えております。

(会長) ありがとうございます。最後に委員をお願いします。

(委員) 市長、副市長、教育長が据置きですので、議員のほうも据置きが妥当だと考えます。

(会長) ありがとうございます。私自身も議員の報酬額について別に検討する材料はなかなか見当たりにくいかなと考えておりますので、据置き妥当と考えております。当審議会の結論といたしましても、議員の報酬額について、本年度は据置き妥当ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

こちらにもまた審議の経過のところ、他県内他市ですとか類似団体と比較したときに低い水準にあるということは市長と等々同様の状況がありますので、そういうことを記載いただいたりですとか、議員のなり手不足の問題についても、引き続き注視をしながら検討し続けていく必要があるということは、委員の共通認識かなと思いますので、そうしたことを記載していただければと思います。

では続きまして審議の論点についての3番目に進めさせていただきます。市長等及び議員の期末手当支給率についてです。これにつきましても、引上げないしは引下げが相当であるかどうか、あるいは据置きが相当であるかどうかということについて、ご意見を伺って参りたいと存じます。

また、引上げ、引下げの場合には、その率についてもぜひご意見をいただきたいと存じますが、その前に現在どういう状況かということを再確認させていただきたいと思います。本編資料の23ページ、24ページの、令和元年度それから令和2年度のところをご覧くださいませでしょうか。

人事院勧告を左側とし、右側に当審議会の答申額等を記載していただいているところですが、令和元年度までは、基本的に人事院勧告を参考にしながら、これに合わせて答申を出してきました。

他方で令和2年度につきましては、人事院勧告が、一般職・指定職それぞれ0.05月分の引下げを

勧告していたのに対して、当審議会といたしましては、これを据置きといたしました。ここは前回も少し触れさせていただいたように、報酬の額、給料の額が低い水準にあることを踏まえて、ただ給料の額、報酬の額についてはその時々的情勢に合わせて変動させるということが難しいこともありますので、期末手当の額のところをそれを補完するような考え方を当審議会としては採ってまいりました。

その結果として、令和2年度は、人事院勧告には連動させないような形で、据置きの答申をいただきました。令和3年度は、人事院勧告を参考にしつつ、賞与について引下げの答申をいただきましたが、この令和2年度据置きとした分を加味して、令和4年度の人事院勧告を見ていただきますと、一般職の期末手当が4.40月分のところ、市長等の期末手当の額については4.35月分となっております。また、人事院勧告では指定職の期末勤勉手当が3.30月分のところ、議員の期末手当について、3.30月分となっております。これが現在の状況です。

本年度の人事院勧告ですと、一般職指定職それぞれについて、0.10月分の引上げでしたので、もし、当審議会といたしまして、市長等と議員の期末手当について引上げとする場合には、この人事院勧告の引上げ率に合わせる形で0.10月分の引上げを妥当とするのか、それとも、人事院勧告で一般職では、0.10月分の引上げとしたところで現在4.40月、ということになりますので、これに合わせるような形で市長等の期末手当の額について0.05月分とするのか、こうしたことが考えられるのかなと思います。

このあたりも踏まえていただきまして、もし、引上げが妥当というご意見をいただきます場合には、その引上げ率をどう考えるかについてもご意見をいただきたいと思っております。

では、委員からお願いできますでしょうか。

(委員) 据置きということも考えておりましたが、会長の説明を聞かせてもらって、一般職に合わせる形をお願いしたいと思います。

(会長) 一般職に合わせる形で0.05月引き上げると。

(委員) はい。

(会長) ありがとうございます。では委員お願いできますでしょうか。

(委員) 市職員の給与改定というのは人事院勧告に準拠していますので、特別職においても準拠すべきであると、このように考えます。現在、特別職は4.35月ですから、0.05引き上げて4.40。議員については、市長等と同様0.05と考えていたのですが、今日配られた資料を見ますと、県内他市では議員の支給率は指定職に準ずるところも結構ございますので、指定職の率に準じたほうがいいのではないかと。現在3.30月でございますから、議員については据置きが妥当ではないかと思えます。

(会長) ありがとうございます。では委員お願いいたします。

(委員) これまでの例として、人事院勧告に基づいてやってきているということを会長からお話いただきました。今回だけ特別にする必要もないと思えますので、一般職に合わせて4.40月でいいのかなと思います。議員については、政務調査費など他市と比べて結構低いところもあり、個人的には上げてあげたいという気持ちもあります。ただ、既に3.30月に上がっていることを考えると据置きでいいのかなと思います。

(会長) ありがとうございます。では委員お願いいたします。

(委員) これまで出た意見とすこし違っていて、令和2年度の時に差がついたと思っているのですが、当時の議論では、県内他市と比べた場合の低さと、自分の発言ではなかったのですが職責、コロナ、そんなワードが出ていたかなと思っています。今回、職責ということで考えた場合、合わせる必要はなくて、人事院勧告のプラス部分(0.10月)を反映するという形でいいと僕は思います。議員も同様の考え方で、指定職の0.05月引き上げというところでもいいと思います。

(会長) 委員お願いいたします。

(委員) やはり審議会の経緯として人事院勧告に連動してきたようなところもありますので、今回は引き上げるような方向でいいのではないかと思います。市長等、議員ともに。引上げ幅はどれぐらいが適当なのか難しいですけど、同じように0.05月でいいのかなと。以上です。

(会長) ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

(委員) 給料、報酬については年収ベースでとらえていくというところで、引き上げられるタイミングがあれば引き上げていくというところは本審議会でも確認しているところだと思います。

経済状況、市の財政状況を見ても引き続き手堅くやっていただけるといふところと、会長が冒頭お話いただいたように、コロナ禍から徐々に回復していく中で、未来への投資ということもやっていく前向きな動きが出てきているのかなというところがあります。直近でいくと賃上げの動きというものはあるのですが、これは8月に結果が上がってくるのだと思うのですが、そういう中で考えると、三役については0.05月分プラスして4.40月ということが望ましいのではないかと思います。

議員報酬につきましては、改定の率のところではいきますと、過去に人事院勧告0.15月分のところを0.10月と抑えているケースもありましたので、今回は据置きでいいのではと思います。

(会長) ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

(委員) 市長等も議員も引き上げるということで、市長等は人事院勧告に合わせて0.05月引き上げと私は考えました。

(会長) ありがとうございます。まとめますと、今回、人事院勧告を参考にして、期末手当については、引上げが妥当という方向で審議会の答申をまとめたいと考えます。引上げ率をどうするかということですが、人事院勧告の一般職、指定職それぞれについて、今回0.10月そして0.05月の引上げ率の勧告をしていますが、引き上げた結果となる総額の4.40月そして3.30月を参考に、市長等の三役については0.05月分の引上げ、議員については、従来から指定職を参考にして参りましたので、結果としては据置きということになるかなと思います。以上のようなことで、答申の方向性はよろしいでしょうか。

(委員) よろしいですか。令和3年度1月2月の答申においては、人事院勧告はマイナスでしたが据置きにした、前進したという感覚を持っているのですが、今回、増減幅ではなくて絶対値の数字を合わせるとするならば、その時とは違う考え方なんだなというちょっと残念な感覚を個人的に持っているというのが1点。

もう1点が、審議会ではよく年収の話をしていますが、民間の一時金と大きく違うのが、この期末手当等々が前年をベースにするというところです。民間は前年をベースにせず、その年の営業利益、純利益に基づいてやるので。そういう意味では、ここを議論するというのは継続性のある非常に意味のある事だなと思っています。

(会長) ありがとうございます。そうですね、この期末手当で補完するような考え方をとってきたというのは、当審議会の一つの議論の仕方の特徴かなと考えておりますので、こうした議論の経緯については、ぜひ次年度以降も引継ぎたいと思いますし、また、委員のご発言についても本年度の答申の審議の経過にも記録させていただきたいと思います。ありがとうございました。

そういたしますと、答申の方向性としては、ひと通りまとまったかなと考えております。論点に沿って確認をしておりますが、一つ目、市長副市長及び教育長の給料の額については、本年度については据置きが妥当と。二つ目、議員の報酬額についても、本年度は据置きが妥当といただきました。

市長等及び議員の期末手当支給率については、人事院勧告に基づいて引上げとなった総額を参考にするという考え方に基きまして、市長等については、0.05月の引上げ、議員については据置きということが、当審議会の本年度の結論ということになるかと思えます。

また、適用年月日についても令和5年4月1日以降ということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。本日の審議を踏まえまして、次回までに事務局と私のほうで少し協議をしながら答申の案を取りまとめさせていただいて、次回は委員の皆様にご答申案をご審議いただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

では全体を通しまして、委員の皆様からご発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では進行を事務局にお返しします。

(事務局：中西) 熱心なご議論ありがとうございました。第3回でございますけれども、2月7日火曜日、午前10時からこの場所で開催をさせていただきたいと考えております。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日はこれにて審議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上